障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)(抄)

 $\bigcirc$ 

2 障害者活躍推進計画作成指針」という。)を定めるものとする。 (第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である (原害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者 [ [ [ [ ]	日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	改 正 案
新設)	次 (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) が大条 国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) が大条 国及び地方公共団体の責務) が大条 国及び地方公共団体の責務)	現 行

- 一 障害者活躍推進計画の作成に関する基本的な事項
- 組の内容に関する事項 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取
- する取組に関する重要事項三の他障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関
- 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 3 厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定め、又は変

(障害者活躍推進計画の作成等)

第七 第七 における活躍 者に係る機関 を行う者 に即して、 条の三 を作成しなけ 十八条第一 を除く。 当 玉 | 及び 0 を含む。 該 推進に 機関 項 ればならない。 第二号において 地方公共 以 下 (当該任命権者の委任を受けて任命権を行う 関する取組 同 じ。 が実施する障害者である職 団体の任命権 は に関する計 「障害者活躍推進計画」という」と関する計画(以下この条及び 障害者 者 活躍 (委任を受けて任命権 推 進 計画 員の職業生活 作成指針

とする。 2 障害者活躍推進計画においては、次に掲げる事項を定めるもの

十一計画期間

組の実施により達成しようとする目標 一 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取

の推進に関する取組の内容及びその実施時期三、実施しようとする障害者である職員の職業生活における活躍

- 4 国及び 又は変更したときは 地方公共団 体の 任命権者は、 遅滞なく、 これを職員に周知させるた 障 害者 活 躍 推 進 計 画を作成

(新設)

8  $\mathcal{O}$ 置 を 講じ な け n ば ならな

5 な 玉 |及び 又は 変更 地 方 公 共 たとき 寸 体 は  $\mathcal{O}$ 任 命権者 遅 滞 なく は 障 害 れ を 者 公 活 表 躍 推 L な 進 け 計 n 画 を作成 ば なら

6 な 者 活 国 躍 及 び 推 進 地 計 方 公 画 共 に 基 寸 づく 体  $\mathcal{O}$ 取 任 命 組 権  $\mathcal{O}$ 実施 者 は  $\mathcal{O}$ 状 毎 況 年 を 少 なくと 公 表 L な ŧ け 口 れ ば 障 な 害 5

7 標 < を 取 国 及び 達 組 成 を するように 実 地 施 方 す 公 共 るととも 寸 努め 体  $\mathcal{O}$ な に 任 け 命 れ 障 権 ば 害 者 なら 者 は 活 な 躍 障 推 害 進 者 活 計 画 躍 推 12 進 定 8 計 6 画 ħ 基 ゔ 目

象 障 害 者  $\mathcal{O}$ 雇 用 に 関 する 事 業 主  $\mathcal{O}$ 責務

第三十 2 福律者 第 V この 第 て「対象障害者」と 祉 項 手 百二十三号) 七 を除 帳 条  $\mathcal{O}$ 保 き、 交付を受けているものに限 健 第八十六 . 及び 以 下 第四十五条第二項の規定に 精 同じ。 神 条 第二 障 は 害者福 身 号 体障 をいう。 及 祉 び に関 害 附 者 則 ?する法: る。 第 知 的 三 条 第三 より 律 障 から第六条までに 害者 節 及び第七 精 昭 和二 又 神 障 は 十五 害 精 十九 神 者 年 障 保 法害 条 健 お

雇 用 に 関 す る 国 及 び 地方公 共 寸 体 の義

第三 端 で 数 関 第 他以当 に、 に勤 下 0 って が +政 司 任 八 第 四 令で じ。 あるときは、 条 務 命 政令で定めるものを乗じて得 する対象障 権 こに 第二 十三条第二項に規定する障害者 定 者 玉 及び め 0 委任 る 常 項 を 時 地 職 力公共 その端数は、 害者である職員 を受けて任 除 員 勤 務 き 以 別する職! 外 以下同 寸  $\mathcal{O}$ とも 体 員であ 命権 0 の任 に限 ľ 切り捨てる。) を行う者に 命権  $\mathcal{O}$ た数 数 る。 つて、 の採用 が、 者 は、 雇 第 (その数に一人 用 当 七 警 率 該 に +察 係 職 未満である場 ぶる機関 を下 機 九 官、 0 員 関 V 条 **当** . て、 回 0 第 自 一項及び を含 5 該 職 未満 当 な 員 機 該 7 0 関 む 合 総 機 率  $\mathcal{O}$ 

> (対象 障 害 者 0) 雇 用 に 関 す る 事 業 主 0 責

一十七

略

2 を除き、福祉手帳 律 者 祉手帳 第百二十三号) て「対象障害 (精神保健及び 定章、 以下同じ。)をいう。 の交付を受けているも 第八十六 者」とは 第四 精 神 条 第二 障 +害者 五. 条第二 身 号 温福祉に 体障 及び 0) 害者 に 項の規定により精 附 限る。 関する法律 則 (第三条から第六条ま 知的障害者又は精 第三 節 (昭和二十五 及び第七 神障 害 でに 者 神 保 年 障 九 条 健 法 害 お

(雇 用に 関 する国 一 及 び 地 方公共 団 体の義務

第三 を行うな 定め )に常時勤 者の委任を受けて任命 満  $\mathcal{O}$ 該機関に勤務 V 率で 総数に、 0) 端数が る職員以外 八 あ 者 条 を 0 て あるときは 第 務 除 玉 する 及び 兀 政令で定めるも する対象障 の も 十三条第二項に規定する障害者雇 職 以 地 のに 員 下 方 であつて、 権を行う者に係る機関を含 同 公 そ 限る。 じ。 共団 害者 0) 端 体 のを乗じて得た数 である職員の数が、 は、 数は、 以 0 警察官、 下同じ。 任命権者 職員 切り捨てる。) (当該機関 自衛官その (委任を受け の採用に (その数に一人 当該 む。以 用 率 (当該 未満 · を 下 機関 つい 他 Ć 下同 0 であ て、 口  $\mathcal{O}$ 政 任 任 ľ 5 令 職 命 命 当 る未な で 員 権 権

採用に関する計画を作なるようにするため、 に 対 象障害者である職 を作成し 政令で定めるところにより、 なけ 員の 数がその率を乗じて得 ればならない。 対象障 た数以 害 上と 者 0)

2 5 (略)

6 生労働 該 機 関に 省令で 勤 務 定 す め る る書 職 員 類に が 対 より 象障害者 行 うも であ  $\mathcal{O}$ とする。 るかどうか 0 確 認は

7 寸 体 厚 0 生 一労働 任 命 大臣 権 者に対して、 は、 必 要が 前項の あると認 規 8 定 に るとき ょ る 確 は 認 0 玉 |及び 適 正 な 地 地方公共 実 が施に

関 勧 告をすることができる。

任 一免に 関 はする状 況 0) 通 報等

第四 + 略

2 ろに L なけ 及び ょ れ ŋ ばならない。 地 方 前 公共 項 0) 規 寸 定 体 0 より 任 命 厚 権 生労働 者 は 大臣 厚 生 に 労 通 働 報 省 · 令で た内 定 容を公 8 るとこ 表

般 事 業 主 0) 雇 用義務 等)

第四 いう。) 数 を 者 で定める雇用関係の 次 は、 の章及び 十三条 乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、 である労働者の数が、 という。 切り捨てる。 を 第八 雇 事 +1 業主 用 以上であるようにしなけ する事業主をいい、 条 (常時雇用する労働 第四十六条第一 変動がある場合には、 の二を除き、 その 雇用する労働者 以下同じ。 項において「法定雇 国及び地 者 ればならない。 以 その雇 ) は、 の数に障害者 方公共団 下 単 用 12 する対象 厚生労働省令 「労働 体を除る 用 その 雇用 障 者」と 障 害 者 端 率 害

2 8 (略)

9 認 は 該 事 業主 が 雇 用 す る労 働 者 が 対 象 障 害 者 で あ るかどう か 0

厚 生労働 事業主であつて、 省令で定める書類により行うものとする。 特定 の株式会社 (当該親事 業主の 確

第

兀

+

五.

条

親

者の 場合に 上となるようにするため、 採 用に は、 関 対 す 象 る 障 計 害 画を 者 こであ 作 :成し 政 る 職 令で定めるところにより、 なければならない。 員 0 数がその率を乗じて得 対象障 た数以

害

(新設)

(新設)

(任免に 関 する 状 況 0) 通

第四十年 条 略

(新設)

般 事業主 の雇 用義務 等)

第四十三条 第四十 いう。 が、その雇用 変動がある場合には、 であるようにし  $\mathcal{O}$ 次章を除き、 数に一人未満 )を雇用 六条第 事業主 以下 する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数 なけ の端 項に する事業主をいい、 同じ。 (常時雇用する労働者 数があ おい れば その雇用する対象障害者である労働者 ) は、 なら て 「法定雇用障害者数」という。 るときは 厚生労働省令で定める雇用関係 国及び地方公共団 その端数 (以下単に がは、 切 「労働 一体を除 り捨てる。 ) 以 上 者 の数の

(新設

第四 十 五. 条 親事業主であつて、 特定の株式会社 (当該親事業主 0

Ł 会社 所とみなす。 を受けたもの 係 雇 ついては、 で 会社 用する労働 あ 0) るも について次に掲げる基 及び 」という。  $\mathcal{O}$ 当 該 者と、 □該関係 に係る第四 親 除 兀 事 + 五. 会社 主、 ) と 当 申 該 0 関 が 十三条第 当 厚 請 **医**係会社 準に適合する旨 雇用する労働者 に基 該子会社 生 一労 働 づいて当該親 項  $\mathcal{O}$ 0 事 項及び第 認 令 び当該 業 で 定 所 定 -の 厚 は は 七項 事業 当 当 る る 生労働 該 該 式 組 主及 会社 親 親 0) 合 事 事 規 0 員 業 業 大臣 び 定 関 た 主 主 0 当 以 る 係  $\overline{\mathcal{O}}$ 該 0) 適  $\mathcal{O}$ 下 に 事 4 認定 関 事 用 あ 係 業 が に 関 る 主

うこととし 当該 及び を 親 同 当 事 項 該 0) 業 ていること。 関 主 規 係会社に 定 が 足により 第 七 + 選任 八 0 条 してお 第二 ても |項各号に掲げる業務 同 項第 り、 カュ 号に つ、 その 掲 げ る業務 者 が を 当 担 当す 該 を 子 行

2

3

兀 五. 条 子  $\mathcal{O}$ 社 事 雇 業主であ 用 され ・る労 つて、 働 者 当 に ī該 事 関 する 業 完主及び 例

その

全

7

0)

子

会

第

う。 は、  $\mathcal{O}$ 雇 社 用 する )に係る第四 申 係 · 請 に 労働大臣 該 子会社」とい 労働 関 係子会社 基 者と、 づ 0 11 て当 十三条第 認 、 う。 当 が 定を受けたもの 雇用する労働 該 該 関 事 **K**係子会: 業主及 について次に掲 項及び第七 び当 社 者 以  $\mathcal{O}$ は当該 事 該 業 項 下 申 所 0 げ 請 る基 は 関 規 関 に 当 係 定 係 係 る子 親 準 該 親 0 関 適 事 12 事 係 用 会 業 適 親 主 に 主 合する旨 の 事 0 **(以** と みい 業 て 主 が ٧١ 下

会社に を 同 項 事 業 0 主 規 ても同 定により が 第七 項 + ソ選任しておりて八条第二項タ 第 一号に掲げる業務を行うこととし b, 各 뭉 かに つ、 掲 げ そ る 0) 者 務 が を 当 担 該 当 関 す い係 る

 $\mathcal{O}$ 

水所 とみ

£, 会社に 係会社 を受けたも 所とみなす 雇用する労働 ついては、 で 子会社 あ るも 及び 」という。 0 当 いて次に のに 当 該 を 第 該 親 者 除 兀 ₹, 関 係 事 + <u></u>の る第 係 掲 五. ) と 主、 げ 当 숲 条 の三 社 兀 該 る 申 基準に 十三条第 厚 関 が 請 当 係 雇 12 該 生 第 以子会社 . 基づ 一労働 会 用する労働者は当該親事業主 社 適 項 関省令で 合する旨 0) いて当該親事業主及 0 項及び 近及び当 事 認 業所 定に 定 n該株式 第 な当該 んめる特 係  $\mathcal{O}$ 厚生労働 七項 る組 の規 会社 親 合 事 0 員 及び 当該 大臣 関係に たる 業 定 の適 主 0)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 みがに 認 関 事 「関 あ 定 業 係 る

る者を うこととし 会社 当該親 及び 同 当該 事 項 7 0) 業 規 1 関 主 《係会社 ること。 定 が 第 に ょ 七 に ŋ + 0 選 八 任し 1 条 ても同 第 でおり、 項第 各号に掲げる業務 カュ 号に掲げる業務 つ、 その者が当該 を 担 を行 子

2 3

**(関** 係 子 会 社 に 雇 用 さ れ る 労働 者に 関する特

第 う。 は、 兀 0 雇 0 社 関係 事業所とみ 用 +  $\mathcal{O}$ ) に 係 当該関! 生労働大臣 申 する労働 五. 子会社\_ 請に 条 の 二 係 る第四十三条第一 基 な 者 子会社が 」という。 づ 事業主 ٤ の認 す。 V . て 当 該 当 定を受けたもの 雇用 該 で )につい 関係子会社の事業所は当該関 事 あ っつて、 する労働者は当該関 業 主及び当該申請に係る子会社 項及び第七項の 当 て次に掲げる基準 「該事業主及びその全て (以 下 関 規定の適用 係 係親事業主」と 親 事 業主の 係親 適合する旨 に 一のみい 事 0 以 業 て 主が 11 下

ること。 子会社に 者 当該事 を 同項 業  $\mathcal{O}$ 0 規 主 ても 定 が たにより 第 司 七 項第一号に掲げる業務を行うこととし + 選 八 任しし 条 第 ており、 項 各号に か つ、 掲げる業務を担 その 者が当 該 関 す 係

# 2~7 (略) (略)

# (特定身体障害者

第 当 体 項 関 す 数 のに職 ħ 兀 くこと カ 「する者 に る が 未 数 応じて政令 員 障 0) る す 十 然に一人 る た そ 満  $\mathcal{O}$ 害 お 職 職 あ 八 め、 者 計  $\mathcal{O}$ で 数 71 員 種 が 条 る が、 あ て 特 を で 画 特 (身 1 短 を 政 る 未 同 政 に 定 玉 令で定 · う。 ľ 作 身 場 満 で 当 令 体 時 困 別 及 :成 し 一合に 体 定 障 で び  $\mathcal{O}$ 該 間 難 表 端 害 定 に 障  $\Diamond$ 機 以 勤 で 地 害者 下この なけ る特 めるところにより、 者 関  $\mathcal{O}$  $\otimes$ あ は 数 務 掲 方 るも 採 る身 が 0 職 げ に 公 うち 特 ればなら 雇 あ 定 勤 用 員 る 条に 身 定身 るとき 務する当 を 体 用 に  $\mathcal{O}$ 障 寸 特 除 を 体 率を乗じて得た数 ついて、 障 体 体 定職 障 お く。 いう。 害  $\mathcal{O}$ 0 障害 は 害 いて 者 な 程 任 該 者 以 種  $\mathcal{O}$ 度 命 ごとに 当該 その 者 職 同 下こ 以 能 が 雇 権 特 で 用 種 ľ 下こ 力に 重 者 定 あ 端 率 機  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ V は る当  $\smile$ 身 職 政 関 項  $\mathcal{O}$ ŧ 数 を た 体 以 は 乗 で 令 条  $\otimes$ 特 員 に 適 ľ あ で 勤 12 障 上 該 0 第 通 合 定 て得 総 る当 定 務 お す 常 切 職 数 8 す る り 項 1  $\mathcal{O}$ 種 る者 た数 該 える特 لح 捨 に 7 及 職 てる。 認 職 業 労 び 同 ľ 職 種 定 に に 第 8 働 (そ 種 匹 該 5 就  $\mathcal{O}$ 身 能 第

# 2·3 (略)

- 4 認 は 該 厚 機 生 関 労 に 勤 働 省 務 <del>|</del>令で す る 定 職  $\otimes$ 員 る書 が 特 類 定 に 身 ょ 体 り 障 行 害 う 者 ŧ で  $\bigcirc$ あ لح る す か どう る。 カ  $\mathcal{O}$ 確
- 5 関団 体  $\mathcal{O}$ 生 勧 任 労 告 命 働 を 権 大 すること 者 臣 に は 対 L 必 て、 が 要 が で きる。 前項 あ ると  $\mathcal{O}$ 規 認 定  $\otimes$ るとき に よる 確 は 認 0 玉 適 及 正 び な 地 方 実 施 公 共
- 6 定用 項 雇 め する当 用 る特定 す 次 る 項 主 特 及 該 は 身 び 職 定 体 身 種 第 特 障 0) 体 九 定 害 労 職 障 項 者 働 に 害者である当該 種 雇 お 者  $\mathcal{O}$ 用  $\bar{o}$ 労 11 総 て同 働 率を乗じて得 数 者 ľ に、 (短 職 職 時 種 種 0) 間 た数 に 雇  $\mathcal{O}$ 労 応 労 入 働 じ 働 れ 者 (その数に一人未満 て 者 に を 厚 0 0 除 生労働 < 数 1 が て は以 その 省 下 そ 令 のの で 雇

二~四(略)

2~7 (略)

# (特定身体障害者)

人未満の ある場 画を が、 て同 特 を れ くことが 力 兀 (身 る職 1  $\mathcal{O}$ は 政 定 + **う**。 令 当 職 体 ľ 身 あ 八 . 成 し 合に 体 定該 障 員 で  $\mathcal{O}$ 種 る 条 端 機 以 害 定 障  $\Diamond$ で 特 は な  $\emptyset$ 害 数 る 関 下 者  $\mathcal{O}$ 短 政 に 玉 るところに け 者 が 特 に  $\mathcal{O}$ 採 時 令 困 別 及 うち れ 雇 特 あ 定 勤  $\mathcal{O}$ 用 間 で 難 表 び ると 務 ば 用 定 身 条 に 勤 定 で に 地 なら 体 率 身 す に 特 0 務  $\otimes$ あ 掲 方 る当 き を 体 障 お 定 11 職 る る げ 公 乗じて より、 て、 障 は 害 11 職 員 Ł 身 る 共 害 者 該 て 種 を  $\mathcal{O}$ 体 障 寸 1者で ほごとに そ 同 除 を 雇 職 当 障 害 体 ľ !害者  $\overline{\mathcal{O}}$ 用 いう。 特 得た数以上となるようにするため 種 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ある当 率を 端 定身体障害者の採用 程 任  $\mathcal{O}$ 機 政 数 職 関 以  $\mathcal{O}$ 度 命 乗じ であ 下この 員 令で定める者 能 は 以 が に 権 下この 該 0 勤 力にも 重 者 総数 切り捨 る当該 職種 て得 務 11 は ため す 項 た数 条 に、 る特 及  $\mathcal{O}$ 適 特 てる。 職 職 び に 通 合 定 員 職 種 に 定 第 お す 常 職 (その に関する計  $\mathcal{O}$ 種 該 身 る  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ 種 項 と認 数 職 当 体 て に 職 未 「する者 応じ が 数 障 に 同 員 業 に ľ そ 満 に  $\mathcal{O}$ 害 お  $\Diamond$ 働  $\mathcal{O}$ て 数 者 で 5 就 1

2 · 3 (略)

新

設

新

設

4 定 該 特 項 事業 職 身 定 及 体 種 身  $\mathcal{U}$ 障害 次 項 体  $\mathcal{O}$ 主 労働 障 者 害 に 雇 者 者 お 特 用  $\mathcal{O}$ で *\*\ 定 率を乗じ 総 あ て 職 数 る 同 種 &に、 ľ 当  $\mathcal{O}$ 該 労  $\smile$ て 職 職 働 得た数 種 種 0) 者 雇入 に  $\mathcal{O}$ 応じて厚 労 短 れについて 働 時 (その数に一人未満 者 間 労働  $\mathcal{O}$ 生労働 数 が、 者 は を 省令 そ 除 その  $\mathcal{O}$ · で 定 雇 の端 以 用 雇  $\Diamond$ す 用 下 る特 る当 する 数 が  $\mathcal{O}$ 

うに努めなければならない。 0 端数があるときは、 その端数 は 切り捨てる。 以上であるよ

- 7 8 (略)
- 9 0 当該 確 認は、 事業主 厚 生 が 一労働 雇 用 省令で定める書類により行うも する労働 者 が特定身体障 害者 であるかどうか のとする。

10 準用する。 第四十六条第四 1項及び 第五項の規定は 第七項 0) 計 画 につい 7

+ 付金関係業務

第四 務  $\mathcal{O}$ 調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、 (以下「納付金関 九条 厚生労働大臣 「係業務」という。 は、 対象障害者の雇用に伴う経 )を行う。 次に 掲げる業 済 的 負 担

(略)

定労働 の 二 給付 対象 これらの 害 金を支給すること。 者 障 以 害者 特に 時 を 下この 間 特 者の が厚 で 定 短 号に ある特定短 短 11 雇入れ又 生 時 労 労働省令で定める時 間 働 お ||労働者 時 1 間 7 は 時 同 以 雇用 外 間 (短· 労働 で 0 時 0 継続 とし 間 労働 者 を 労働 0 雇 て 間 が 促進を図るため 用 雇 0 者 木 **範** 囲 す 難 V 0 る事 うち、 入 な 内に 状 れ 業主に る事 態 ある者をい 業主又は 週 ある対象 対して 間 0 例 所

2

(障害者雇用調整金の 支給

第 五. +略

- 2 3
- 4 適 は害 第 四 用について準用する。 親事業主、 者である労働者の数の算定に 十五条の二 関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の 第四 項から第六項までの規定は ついて、 第四十八条第八項の規定 第 項の 規 対 定 象 障 0)

あるときは、 その端 な 数 は 切 り捨てる。 以上であるように

努め

5·6 (略) なければなら 略

(新設)

7

準 -用する。 第四十· 六条第四 項 及び 第 五 項 0 規定は 第 五項 の計 画 に 0 1 7

(納付金関係 業務

第四十-務 の調整並びにその雇 (以 下 九条 厚生労働大臣 納 付 金 関係業務」という。)を行う。 用の促 は、 進及び継続を図るため、 対象障害者の雇用に伴う経済的 次に掲げ . る業 負

担

(略)

(新設)

略

(略

(障害者 雇用調: 整 金 0 支

第 五十 条 略

- 2 •
- 4 は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第一項の対象障 適用について準用する。

例 給 付 金 及 び 助 成 金の 支給

第 五. 金 他 及び 十一条 0 支給 同 項 0) 第二号 基 機 準に従 構 かは、 から第七号までの助成金を支給する。 つって 厚生労働省令で定める支給要件、 第四 一十九条第 項 第 号 **の** 二 支給額 0 特 例 その 給 付

2 る 障 職 害者 ように 業の安定を図るため 前 項 0)  $\mathcal{O}$ 特例 雇 配 記慮され 用が最も効果的かつ効率的に促進され、 給付金及び助成金の支給に なけ ればならない。 講じられるその他の措置と相まつて、 ついては、 及び継 対象障 M続され 害 対 者 象  $\mathcal{O}$ 

料  $\mathcal{O}$ 出 等

2 第 Ŧ. 十二条 は、 納 略 付金関 係業務に

つ又 業 (は同項第七号ロからニまでに掲げる法 主、 ての報告を求めることができる。 その 寸 体、 第四十九条第 関 し必要があると認めるときは、 項第四号の二イに規定する法人 人に対 必要な 事 項 事 に

障 害 者 雇 用 納 付 金 0 徴 収及び 納 付 義

第

充てるため、 用 給に要する費用、 号 Ŧī. **の**二の 十三条 障害者雇 並 並びに同っ 特例 用 項各号に掲げる業務に係る事務 機 納付 この 給付 構 fr. は、 金 款に定めるところにより、 同 金 及び 項第八号及び第九号の業務 第四十九条第一 ( 以 下 同 項第二号から第七号ま 「納付金」という。 項第一 号 0) 処理に 事 0 業主 )を徴収する。 0 調 での 実 整 一から、 要する費用に 施に要する 金 助 成 同 毎年 金の 項 第 度 費 支

2

第 五. +付金 兀 条 0) 額 (略) 等

> 5 6 略

成 金 0) 支給

第五 十 条 機構 は、 厚 生

一労働

省令で定める支給要件、

額

その

 $\mathcal{O}$ 他の支給 助成 金を支給 の基準に . ける。 従 つて 第四 + 九 条第 項 第二号 から第七号まで

2

最も効果的かつ効率的に るため講じられるその他 なけ 前項の助成金 れば ならない。 の支給に i の 措 促 0 いて 進され、 置と相まつて、 は、 及び継続されるように 対象障害者の職業の安定 対象障害者の 配 雇 [慮さ 用が図

( 資料  $\mathcal{O}$ 提 出 等

れ

第 五十二条 (略

2 又は同 業主、 お 機構は、 いて「事 その団 項第七号 業主等」という。 納付金関係業務に 体、 口 からニ 第四十九条第 までに掲げる法人 関し必要があると認めるときは、 に対し、 項第四号の二イに規定する法 必要な事項につい (第八十二条第一項に 0) 人 報 事

(障害者 雇 用 納 付 金 一の徴 収及び 納付義務 告を求めることができる。

第 ころにより、 二号から第七号ま 五十三条 付 に係る事務 び 第九号の業務 金」という。 の処理 機 構 事 14. は、 業主から、 の実施に での を徴収する。 に 要する費用に充てるため、 第 四十 助 要する費用並びに同項各号に掲げる業務 成金の支給に要する費用、 毎年 九条第一項第一 度 障害者雇用納付金 号の調整 この款に定めると 同 金及び 項第八号及 ( 以 下 同 項

2

納 付 金 0)

第五十 兀 条 略

2~4 (略)

5  $\mathcal{O}$ 定 害 適 は親事業主、 者である労働 用 兀 について準用する + 五条の二 者の 関係親事業主又は特定組合等に係 第 総類項 へから の算定に 第 六項までの規 ついて、 第 定は 四十八条第八 第三項 る第 項 0 0 項 対 0 象 規 定 規障

第五十五条 (略)

2

3 は害 適 親事業主、 用 者である労働 双四十五 に ついて準用する。 条 の 二 関係親事業主又は特定組合等に係る前 者の 第 数の算定に 兀 項 へから 第六項までの規 ついて、 第四十八 定 は 条第八項の 前 一項の 項 0 規 対 定 規 象 定 障  $\mathcal{O}$ 

第五十六条 (略) (納付金の納付等)

2~6 (略)

第

は、 す 用 組  $\mathcal{O}$ 事業 第 四 する。この場合において、 合等に と読み替えるものとする。 と、 不所と、 当該特定事業主の事業所は当該特定組 + -八条第 係る第一項、 当 当該関係子会社の事業所は当該関係 該子会社及び当該関係会社の事業所 八 項 0 規定は、 第三項及び第四 同条第八項中 親事業主、 項  $\mathcal{O}$ 関係親 規 「とみなす」とあ 合等 定の がは当該 の事業所とみ 親事業主の 適 事 用 業主又は に つい 親 事業 るの 事 て 特 · 業 主 準 定 な

基準に適合する事業主の認定)

第 七 であることその他の ところに の安定に関 七条 下 で ょ ある事 ŋ 厚 以する取 生 業主 一労働 該 組に 一から 厚生労働省令で定める基準に適合するもので 事業主に 大 臣 関 は 0 申 その 請 0 当 V に 該取 基 雇 7 用 組 障 き す  $\mathcal{O}$ 害 る労 実 者 厚 施 0 生 働 状 雇 労 者 況 働 用 0 が 省令で定め 0 数 優良 促 が 進 常 及び雇 なもの 時三 百

2~4 (略)

5  $\mathcal{O}$ 定は親事業主、 害者である労働 第四十 適 用 に ついて準用 五条の二 関係親事業 者 の総数 第 する 兀 項 から  $\mathcal{O}$ 全王又は 算定に 第六 特定組合等に係 ついて、 項までの規定は第三項 第四 に係る第一項の規定四十八条第六項の規定は第三項の対象障

第五十五条 (略)

△ (略)

3

適 は親事業主、 害者である労働 第四 用について準用 + 五. 条 関 の 二 係親事 者の数の算定について、 でする。 第 兀 業 項 主又は特定組合等に係る前 から第六 項までの規定は 第四十八条第六項の規定、の規定は前二項の対象障 二項の規 定の

(納付金の納付等)

第五十六条 (略

~6 (略)

7 所と、 は、 用する。この場合にお す」と読み替えるものとする。  $\mathcal{O}$ 組合等に 第四十二 事業所と、 当該特定事業主 係る第一項、 八条第六項 当該子会社及び当該 当該関係子会社の の規定は、 いて、 第三項及び の事業所は当該特定組合等の事業所とみ 同条第六項中「とみなす」とあ 事業所は当該関係親事業主の 関係会社の事業所は当該親事 親事業主、 第四項の 規定の適用に 関係親事業主又は っい 事 業 る て 業 主の準 定

第七十七条 削除

三 「障害者活躍推進計画の作成及び障害者である職員の職業生活的なところにより、次に掲げる業務を担当する者を選任しなければならない。」 「障害者の雇用の促進及びその雇用の継続を図るために必要な施設又は設備の設置又は整備その他の諸条件の整備を図るための業務」 「障害者活躍推進計画の作成及び障害者である職員の職業生活を設立した。」 「	この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。	<ul><li>ことができる</li><li>ことができる</li><li>定による表示による表示を</li><li>かるもの(次)</li><li>による表示を</li><li>かるもの(次)</li></ul>
第七十八条 (新設)	(新設)	新設)

に お け る 活 躍 0) 推 進 に 関する取 組  $\mathcal{O}$ 円 滑 な実施 を図 るため 0 業

三 図 るため 第三十 八 0) 業務 条第 項 0 計 画 0 作 成及 び 当該 計 画 0 円 滑 な 実 施 を

兀  $\mathcal{O}$ 0 規 第三十八 連 定による勧告を受け 経に 、条第七 関する業務 項、 第三 たとき + 九 条 は 第 当 該 項 及び 勧 告に 第 係る厚 兀 +八 生労働 条第五 省 項

2 るところにより、 厚 五. 生労働省令で定める数以上であるときは、 事業主は、 公表及び 第 四 十条第 第八 その雇用する労働者の数が常時第四 + 次に掲げる業務を担当する者を選任するように 項 条第二項の 0 規 定による通 規定による届 報 同 条 厚生労働省令で定め 出 第 を行う業務 十三条第七 項 0 規 定 による 項 0

3 一 <u>{</u> 三 (略)

努めなければならない。

( 障 害者職 業生 活 相 談 員)

第

条に

おい

て

同じ。

である職員

(常

時

勤

一務す

る

職

員に限る。

厚 七 8 る数以・ 生労働 九条 省 上 合で 玉  $\mathcal{O}$ 障害者 | 及び 定め 地 いる者に 方公共 (身 体 限る。 |障害者、 団 体 0 任 知的 に 命 限る。 権 障 者 害 は 以 者 下こ 及 厚 び 生 一労働 0 精 条及び第八 神 障 省 骨で定 害者

業所に う講習 (以下この したもの 以下この おい その 項及び て は、 他 第八 |厚生労働省令で定める資格を有するもの その 条において「資格認定講習」 + 勤務する職員であつて 条第二 一項に お いて同 じ。 という。 厚 生労働 が勤務する事 大臣が行 0 を修了 うちか

5 を 選 関 する相 任 厚 生労働 į 談及び指導を行わせなければならな その 省令で 者にその 定めるところによ 勤務する障害者である職 り、 障害者 員 職 の職業生活に 業生活相談員

2

事

業主

は、

厚生労働省令で定める数以上の障害者で

ある労働

者

その雇用する労働者であつて、

資

を雇用する事業所においては、

るところにより、 厚生労働省令で定める数以上 努めなければならない。 事業主 は、その雇 略 次に掲 用する労働者の数が常時第四十三条第七項 げる業務を担当する者を選任するように であるときは、

厚生労働省令で定め

0

ر <u>=</u> 略

2

(障害者) 職業生活 相談 員

第七十 九条 新

知的障害者及び精神障害者 業主は、 厚生労働省令で定める数以上の障害者 (厚生労働省令で定める者に限る。 (身体障害者

(報告等)	(書類の保存) ばならない。 (書類の保存) ばならない。 (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存) (書類の保存)	介等の措置を講ずるように努めるものとする。係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹3 前二項の届出があつたときは、公共職業安定所は、当該届出にない。	ところにより、その旨を公共職業安定所長に届け出なければなら生労働省令で定める場合を除く。)には、厚生労働省令で定める場合(職員の責めに帰すべき理由により免職する場合その他厚第八十一条(略)(解雇の届出等)	3 (略)	なければならない。  なければならない。  本職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせる職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されていい。  本職業生活相談員を選任し、その者に当該事業所に雇用されているである資格を有格認定講習を修了したものその他厚生労働省令で定める資格を有
(報告等)	(新設)	介等の措置を講ずるように努めるものとする。 係る障害者である労働者について、速やかに求人の開拓、職業紹2 前項の届出があつたときは、公共職業安定所は、同項の届出に	(新設) (新設) (解雇の届出)	2 (略) 関する相談及び指導を行わせなければならない。 関する相談及び指導を行わせなければならない。 に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活にで定めるところにより、障害者職業生活相談員を選任し、その者	、 はこれな

八 十 二 条 厚 生 労 働 大 臣 又 は 公 共 職 業安定 所 長 は 0 法 律 :を施

第

況 ょ そ す  $\mathcal{O}$ る た 他 玉 め 又  $\mathcal{O}$ は 事 必 項 地 要 な 方 公 限 0 共 度 11 に 寸 7  $\mathcal{O}$ 体 お 報告  $\mathcal{O}$ 任 て を 命 求 権 厚  $\Diamond$ 者 生 ること に 労 対 働 省 が 令 で 障 で きる 定 害 者 8 るところに 0 雇 用 0 状

2 業 定  $\otimes$ する 必 主 厚 等 要 生 一労働 な 法 人又 事 限 度に 大臣 業 は 主 又は お 同 に V 項 そ て、 公共 第七 0 寸 職 号 厚 体 業安定所長 生 口 一労 から 第 働 兀 省 + ま 九 令 丸は、 で定 でに 条 第 ح 掲  $\Diamond$ るところ 0) げ 項 法 る 第 法 律 几 号 を 人 に 施 を  $\mathcal{O}$ ょ 行 1 より、 う。 ーイに する 団以 規 た 事

8

じ、 体に 下この に所 対 しくは L 対 又 て Ļ は 項 質問 その に 在 障 お させ 宅 害 職 1 就 員 者 て に、 業 0 同 ľ 若 障 雇 事業主: :害者が業務を行う場 しく 用 0 状況その は 帳簿 等若 在宅就業障 しくは 書  $\mathcal{O}$ 類 他 そ の事 0 在 害 他 所 宅 項 者 に 就 に 又 0) 物 立 業 0 は 支援 件 ち 11 在 ての 0 入 宅  $\hat{p}$ 寸 就 検 業支援 報 査 体  $\mathcal{O}$ 告 を 関 Ē 事 を 係 命 者 業 せ

障

若

4 3

ることが

できる。

5 第二項 れ たも のの 規 と 解 定による立 釈し て は 入検査 なら な  $\mathcal{O}$ 権 限 は、 犯 罪 捜 査 0) た め に 認

員 に 関 す る 特 例

第

八

五.

条

 $\mathcal{O}$ 

(略

労一七第中中五る 十四四 七 0 三十 + は 等に 条 働 生 項 兀 一労働 六条 七 0 条 政 中 玉 策 土 関 + 七  $\mathcal{O}$ 大臣」 審 同 交通大臣」 0 兀 及 五. L 六及び び 中 議 条第三項 て 条 会」 は、  $\mathcal{O}$ 第 とあ 八十 から 七 とあ 第三十 第 第 第七 るの と、 中 五 八 条の二 るの 十四四 項 十四条 とある 第三十六 及 は 六 · 条第 び は 条 国 第三 交交 第 第  $\mathcal{O}$ 土  $\mathcal{O}$ 八 、条第二 十四四 項」 八ま 通 交 は 項 項、 政策 通 同 中 と で 条 大 項 及 第 審 臣 条第三項 厚 とあ 生労働 第 議 と び第 - 六条 七 会 項 中 + る と、 大臣 匹 0) 同 及 (T) 都 条 び + 条 は 五. ے کر 道 0 第三 六 第 第 とあ 府 六 兀 条 第 項項の 県 第 項

局

長

لح

あ

るの

は

「地方運

輸

局

長

(運

輸

監

理

部

長

を含む。

第八十二 新 設

雇用の 業主 害者 事業主 必要 厚 < 等 生 lが業 な は 状 労 等若 況 帳 在 限 働 そ 簿 務 宅 度 大 書 を  $\mathcal{O}$ 就 に 臣 類 行 < 他 業 お 又 そ う は  $\mathcal{O}$ 障 11 は  $\mathcal{O}$ 場 在 事 害 て 公 他 所 宅 項 者 共 に立  $\mathcal{O}$ 就 に 又 厚 職 物 業 0 は 生 業 文援 件 5 V 安 在 労 入 て 働 定 0) 宅 'n 団 就業支援 検査をさせることが 0) 省令で定 所 体の 報告を命 長 は、こ 関 係者 事業所若 寸 めるところによ |体に対 に  $\mathcal{O}$ 法 対 しくは 又はその L 律 て質問 を施 Ļ できる。 障 在 行 させ、 り、 する 宅 職 害 就 員 者 業 に の事

3 2

略

8

れ第 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ と 規 定に 解 釈し よる立 て は 入検 なら 査 な 11 0) 権 限 は 犯 罪 捜 査 0 ため

6 たも

第 八 +五 条 す 略

船

員

に

関

る

特

労働 七十四四 中 第 五. る 項、 七十 第三十 第二  $\mathcal{O}$ 船 局 厚生労 労働 は 員 等に 長」 項中 国 第 条 兀 条 六条の六及び 七 0) 政 لح 働 + 七  $\mathcal{O}$ 策 土 関 大臣 審 交通大臣 あ 兀 及 五. 同 L 条第三 る 条 び 中 議 て .」とあ は、 0) 0) 第 「から 会 ことあ 八十 は 七 <u>-</u> ک 第三 第 項 第 第七 八十 るの 地 五 中」とあるのは 方 項 条 る + のニ 第三十六条第二項及び第三十六 運 及 +  $\tilde{\mathcal{O}}$ は . 匹 六 · 条 第 条第 匝 は 輸 び 第八 |条の 局 第三項」と、 国土交通大臣」と、 「交通政策審 長 項中 項、 八まで」とあ 十四条第 運 「同条第三項及び第 輸監 第三十六条 「厚: 第七十四条の 理部 生労働大臣 議 項 会」と、」 る 長を含む 中 同  $\mathcal{O}$ 0 都 は 条 五. <u>ニ</u>と 道 第 -كر 六第 府 兀 条 第 項項の あ項 県

認

 $\otimes$ 

う場' 中 さ は在法 兀 大 在宅就 人を 項 宅就業支援 臣 뭉 れ 厚 及び 0 所 ている者 <u>ا</u>ک 生労働 る 第 1 業支援 う。 1 七 前 条中 あ は + に 大臣又 いのうち る 第二 寸 規 事 兀 以 体 0) 下こ 寸 定 業 厚 は す 主 体 0 生労 とあるの る法 は から指名する調停 0) 等 七 「事業主の 公共 事業所若 項 働 12 事 ||省令| 又は 職業安定所 業 お 項 は 中 主 11 て同じ。 項 事業所」と、 しくは 同 「事業主」と、 とあ 項第. そ  $\mathcal{O}$ 第 あ 0 六条第 る 在 七 寸 員」と、 つせ 長」とあ 宅就 のは 号 体 ん員候は 口 同項、 業障 在 カュ 項 第 事 宅就 第八 玉 5 兀 る 0 土: 害 + 0) 補 紛 交通 第八 業主 業障 者 + ま 九 は 者 争 いでに が 名 調 害者 業務 + 等若しく 第 国 省 整 土交通 应 掲 第 委 を行 条 又 げ 項 記 員 第 は 第 る 項 載

3

第 万円以 八 十六 条 下 の罰金に 事 業 主 が 処 でする。 次の 各 号 0 11 ず れ カゝ 該 当 するときは、 三十

5

五. せ 報告をし、又は を拒み、 八 若しくは 十二条第二 妨げ、 虚 同 偽の 若しくは忌避したとき。 項項  $\mathcal{O}$ 0) )陳述を, 規定による当該 規定による報 Į, 若しくは 告 職 を 員 せ ず、 同  $\mathcal{O}$ 項 質 問 若  $\mathcal{O}$ しくは 規 に 定 対 L に による検 虚 偽  $\mathcal{O}$ 

第 号 規 八 定 でする法 いずれかに該当 条 の 二 人又は 事 同 業 するときは、 項 主 (第七号  $\mathcal{O}$ 寸 体、 口 第四十 から 三十 = 一までに · 万円以 · 九 条第 · 掲 げ 下  $\mathcal{O}$ 項 罰 る法人が次の 第 金 匹 号 に 0 処 す á。 1 各

せ を拒み、 + 若しくは 妨げ、 又 は 条 第 虚 同 若しくは忌避 偽 項 項 0)  $\mathcal{O}$ 陳述を 規定に、 規定による当 よる報 したとき。 若 L 該 告 くは 職 を 員 せ ず、 同 0 項 質 問 0) 若 規 に 定 < 対 L は て答弁 ょ 虚 らる検 偽

> 生労働 さ とあるの 大臣」と、 中  $\mathcal{O}$ 「事業主 とあ 事業 と れている者 厚生労働 る 省 第 所若しくは 令 の事 は  $\mathcal{O}$ 七 は + とあ 事業主 大臣 のうち 事業 業 兀 第二 所 条 るの 又は 在宅就業障 ے کر 主 0 士と、 等、 から 十一条第三 七 は 公 一共職 同 在 指 宅就 玉 項 名 項 生害者が 業安定 する調 事業主等若しくは在宅就 中 土 交通 業障 項 第八十四  $\hat{O}$ 第六条第 :業務を行う場 :害者又は在宅就業支援団 (所長」とあるの 停員」と、 あ 省令」とする。 0 条第 せん員候補 一項及 項 の紛 第 所 八 + び は 争調 者 とある 前 業支援団 名 国 一条第 条中 簿 土 委 一交通 体  $\mathcal{O}$ 員 記 厚 は 体 項 載

略

第 万円以 八 十六 条 下 - の罰金 事業 主 処 が 次の す á。 各 号 0 1 ず れ かに該当するときは、

( 兀 略

五. 報告をし、 査を拒み、 せ ぜ、 第 八 若しくは 十二条第 又は 妨 げ、 虚 司 若しく 項の 偽 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規定による当該職員の質問 陳述をし、 規定による報告をせず、 は忌避したとき。 若しくは同 項 若しくは 0) 規 に対して 定 ょ 虚 答弁の

第八十 뭉 規定する法人又は 0 1 六 条の二 ず れ かに 該 事 当するときは 同 業 項第七号口 主  $\mathcal{O}$ 寸 体、 からニまでに掲げる法人が次の 第四十九条第一項 三十万円以下の罰金 第四 に処する。 号の二イ 各

略

0

査 せ 報 ず、 告をし、 を拒み、 第八十二 若しく 又 は 妨 条 げ は 第 虚 同 偽 若 項 項 しくは 0 0)  $\mathcal{O}$ 陳述 規定による当該職員の 規定による報告をせず、 をし、 忌避したとき。 若しくは 同 質問 項 頃の規定による検買問に対して答弁若しくは虚偽の

第 るときは、 八 十六条の三 三十 方円 在 宅 就業支援団 以 下 . の 罰 金 体 に処する。 が 次 の各 号 0 11 ず れ か に 該 当 す

## 一~四 (略)

五. せず、若しくは虚偽 報告をし、 を拒 第八十二条第二 又は同 妨げ、 項 項 若しくは忌避したとき。 0 0  $\mathcal{O}$ 陳述をし、 規定による当該職員 規定による報告 若しくは同 をせず、 の質 項 若 0 間 しくは 規 に 定 対 に し て答弁 ょ 虚 らる検 偽  $\mathcal{O}$ 

### 第 +条 0) 兀 七 + 七 条の 第 項 0 規 定 に 違 反 L た 者 は

十万円以下の罰金に処する。

第 は、 九 五. 万円 以 在 下 宅 就 0 業障害者が次の各号 過 料 に 処する。 0 V ず れ カコ に 該当するとき

## (田)

査 せ 報告をし、又は ず、若しくは虚 を拒み、 第八十二条第二 妨げ、 同 偽の 若しくは忌避したとき。 項 項 0 0 陳述をし、 規定による当該職員 規定による報告 若しくは をせ ず、 同 0 質問 項 0 若 の規定による検问に対して答弁 しくは 虚偽  $\mathcal{O}$ 

### 附則

第三条 雇 用 に 関 す る 玉 | 及び 地方公 共 団 体 0 義務等 に 関 す る 経 過 措

2 業 働 認 「その 省令で・ めら ( 除 所 匹 の事業主にあつては、 外率設 雇用 一十三条 れ る職 定める業種をいう。 する労働 定業 0 種 0 規 労働 種 定 者の  $\mathcal{O}$ (対象障害者 者が相当の割合を占め 適 数 用 その に 以下同 とあるのは 0 雇 11 て 用する労働 が就業することが困 ľ は、 当 「その雇 に属する事業を行う事 分 る業種 者 0) ロの数か 間 用 として厚 する労働 同 , 6 難 条第 べであ 当 ると 該 生 者 項 事 労 0 中

> 第 八 るときは、三十 十六条の三 万円 在 宅 以 就 下 業 支援 0) 罰 金に 団 体 処する。 が次の各号 0 1 ず れ か 該 当

> > す

## 一~四 (略)

五.

報告をし、 査を拒み、 せず、若しくは 第 八 八十二条第 又は 妨 げ 虚偽 同 若しくは忌避し 項 項 の陳述をし、 0 0) 規定による当該職員の質問 規 定による報告をせず、若しくは たとき。 若しくは同 項 の規定に の規定による検問に対して答弁石しくは虚偽の

### (新設)

第 九十一 五万円以下-一条 在京 宅就 下 0) 過 業障害者が次の 料に 処 でする。 各号 0) V ず れ かに該当するとき

## (略)

報告をし、 査を拒み、 せず、若しくは 第八十二条 又は同 妨 第 虚 若し 偽の陳述をし、 項 項 の規定による当該職員の質問  $\mathcal{O}$ 規定による報告をせず、 は忌避したとき。 若しくは同項の規定 若しくは虚 の規定による検問に対して答弁石しくは虚偽の

## 附則

《三条》(略)(雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

2 認めら 業所の事業主に 働 数 「その雇用する労働 『省令で定める業種をいう。 第四十三条の規 (除外率設定業種 れる職 種の労働 あ つては、 定 者の  $\mathcal{O}$ (対象障 者 適 数」とあるのは が相当の 用 そ に 以下同 の · つ 害者が就業することが困難であ V 雇用する労働者の数から、 ては、 割合を占める業種として厚 だ。)に属する事業を行う事 当 「その雇用する労働 一分の 間、 同 条第 当該 生労 ると 項 者 の中

数に当 控 総 項 同 五.  $\mathcal{O}$ 種 業 及び その端 ľ パー 労働 除 数 に 所 に 係 に た 該 セ 者 る 第 係 とあ ント を乗じて得 数 除 七 数 が 除 る は、 外 通 + 外 除 常占 率 る 以 率 八 外 とす 条第 0 内 設定業種 切 率 ( 除 は ŋ に め 設 ź。 た数 おい る割 外率 定業 捨てる。 総数から除る 項において同 に 合を考慮 種 て厚生労働省 設 (その 保る除 定業 数 を合計 種 0 外率 労働 外率設定 に して除外 に ľ 係 一人未満 令で定 る労働 を乗じ した数を控除 者 0 業 率 数 と、 て得 の端 種  $\emptyset$ 設 者 12 ごとの る 定 当  $\mathcal{O}$ た数 うち 同 数 率 業 該 条第 した数。 が を 種 除 労働 V 0 あ ごとに 外 . う。 合 るときは 率 計 者 項 該 設  $\bar{o}$ 第 以 数 中 九 職 定 を 総 七 下 +種 業

3

報 授 雇 金 用 する 等に 関 労 する 働 者の 暫 定 数 措 が 置 百 人 以 下 であ る事 業 主 に 係 る 納 付 金 及 75

第 兀 条 略

2

8 等に 項の 第 の働 七第 規 項 五. 兀 規 者 及び 匹 定 項 係 定  $\mathcal{O}$ 兀 + 十三条 及 は 項 る は 数 第七 第一 び 第三 第 に 条 0) 兀 係 第 第 算 六 項 八 定 第 項 る + 項 つから 匝 に  $\mathcal{O}$ ŧ 項 項  $\mathcal{O}$ 八 つ 在  $\mathcal{O}$ 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 対 項 第三 宅 に 規 規 象 11 0)  $\mathcal{O}$ 就業障 定は 定は て、 限 障 規 一第二十 | 害者で、 る。 項 定 報奨 くまで 第四 親事 は 害者 第 に 金 あ + 項  $\mathcal{O}$ 業 る労 五条 特 つい  $\mathcal{O}$ 等 規 項 主 例 規 定 に カコ つ 報 て、 定  $\mathcal{O}$ 関 働 の 二 ら 奨 は 11 適 係親 者 第 一第 て、 金 第 第 用 0) =七 に 事 数 兀 項 に 一項に + 第 業 0 項 0 0 ま 兀 七 ٧١ 主 算 か で 支は て、 規 て、 定 条 + 5 0 . О 定 匝 第 雇 とする業 六 同 条 特 0 用 第 第九 五. 定 1,1 項 条  $\mathcal{O}$ す 第 て、 Ź +組 ま 務 第 労 + 項 合 で

条

9

準

用

する。

規

定

は

第

匹

項

0

対

象障

害者であ

る労働

者

0)

数

0

算

定

に

0

て

除 外 率 設 定 業 種 に 係る納 付 金 0 額 の算定 等 15 関 する暫定 措

置

総数に」 数に当 同じ。 控 項 五.  $\mathcal{O}$ 種 その端 及び 除し パー 労働 に 所 係 に 該 た数 第 セント 者 る 係 とあ を 除 数 七 が 除 る 乗じ に 外 十 は 通 外 除 率 る 八 以 常 率 外 て得 内に とする。 設  $\mathcal{O}$ 条 切 占 率 定業 は 第 ŋ め 除 設 た数 捨 お る 外 定 元てる。 種 総 項 V 割 率 業 数から 合を考 に に (その て 設 種 おい ごと 係 厚 定 る除 生 業 を合計した数を控除 一労働 除 7 慮 0 数に一人未満 種 同 外率を乗じ 外率設定業種ごとの労働 に 労 L J. 省令で定める率 係 て除外率設 働 る労働者 者 \_ 0 数に の端数 て得 定業種 当該 0 うちに当 た数 同 条第二項 した数。 が を 除 の合 いう。 ごとに あるとき 外 率 計 者 該 設  $\mathcal{O}$ 中 第 数 以 九 職 定 を 総 は 七 下 十 種

略

3

報 (雇 奨 金等 用 する に 関 労 働 す る 者 暫  $\mathcal{O}$ 定 数 措 が 置 百 入以 下 である事業主 に 係 る 納 付 金 及

び

第 兀 条 略

8 第 五 等に 七項 働 準 項  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ (第四 第四十 規 用 0 兀 規 者 ずる。 及 項及び 規 定 +定 係  $\mathcal{O}$ び第七 数 定は る第 は 項 は 三条 に 条 第 第  $\mathcal{O}$ 算 第 第 兀 係 第 三 六項 項 定 第 兀 項 る + 六 項 カン 項 0 ŧ 兀 項  $\mathcal{O}$ に 八 0 在 0) 条 0 5 0) 対 0 項 の三 規定 第三 対 宅 に 規 象 11 0) て、 障 象 就 限 定 規 る。 第二 障 業 は 項 は 害 定 第四 害者である労働者の 障 報 ま 親 者 は )につい 害 +奨 事 で で 第 者 · 項 金 0 +業 ある労働者 規定 特  $\hat{O}$ 主 等につい 五 項 內例報奨 一条の二 へから 規定は第二項に規定する業務 て、 関係親事業  $\mathcal{O}$ 適用に 第三 第七十 一第四 父金に て、 の数 項 第七十 数 頃か つい の算 ま 0 1 兀 主 の算定に で 文は て、 て、 定に ら第 条の二第九 0 兀 雇 第 五 特定 つい 同 条 六 用 の 二 0 項 す 条 第 る 11 +組 て、 ま 項 第 条 労 7 +合 で

9 略

( 除 外率 設 定 業 種 に 係 る 納 付 金 0 額 0 算定等に関する暫定 措 置

とみ 関 業 そ 労 数業 そ 条 用 用 条 準 規 そ る た と 総 額 当 Ŧi. 合 ) を 合 から、 率 第二 その 0) 働 第 係 所  $\mathcal{O}$ 所  $\mathcal{O}$ さ 雇 定  $\mathcal{O}$ 分 とあ れ لح 労 に 数 者 0) 雇 用 に は な  $\mathcal{O}$ 初  $\mathcal{O}$ とあ 当 働 に 事 用 項 る 項 端 率 ょ あ 事 す 合 対  $\mathcal{O}$ 日 間 第 する 及び 計 す 計 そ 業 及 第 数 を り に る 者 数 る 五. 人 所 لح 0) 主 び Ŧī. る 乗 主 親  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ る に は 読 お  $\mathcal{O}$ 第 + L 未 当 Ü あ は を 総 た 日 に 労 第 + $\mathcal{O}$ 前 け は 事 4 五. て得 と 数 満 該 るそ 事 業 控 数 に あ 働 兀 は 条 切 替 る + `なす」と読み替えるものとする」とす 「えて の準 あ 第 ŋ 当 業 主 除 を 除 お 者 項 条  $\mathcal{O}$ 0 た数 て 附 0) 当 控 端 け 中 捨 該 所 は 用 L る 外  $\mathcal{O}$ 第 0 第 五. る当 は、 す た  $\mathcal{O}$ 数 項 適 事 該 除 数 率 則 7 雇 調 +る。 その 設 第五 数 項 中 業 る。 除 は L が (その 用 用 整 項四 そ ٤ 当 定業 該 12 さ に 外 た あるとき 除 す 基 中 所 条 (数) 条 規 第 労 該 5 対 率 事  $\mathcal{O}$ 外 雇 n る 礎 種 · 業 当 働 す 設 日 率 定 第 五  $\mathcal{O}$ 数 労 同 特  $\mathcal{O}$ 用 る 額 U \_ 定業 する基 十四四 合 当 場 る 者 に する 第 働 定 該 に 所 設 に に 条 前 と、 該 子 合 は、 項 当 事  $\mathcal{O}$ 係 に お 定 計 五. 総 業 関 会 と 種 る 係 け 業 労  $\mathcal{O}$ 条 数 人 十四四 該 に  $\mathcal{O}$ 主 係 社 に 数同 そ 除 る る 種 働 準 規 第 を 未 数 お 項 規 子 及 係 条 0 外 除 そ 者 雇 定 乗 満 条 度  $\mathcal{O}$ 11 同 か に  $\mathcal{O}$ 定 事 会 て、 条 第 端 率 外 0) 属 に 項 じ 第 附 び る 5  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ に 規  $\mathcal{O}$ 社 第 除 除 率 雇 す 数 ょ に て 端 業 当 数 を 率 則 属 定 適 2」とあ 乗 Ź ŋ 規 得 項 所  $\mathcal{O}$ 該 同 外 外 項 は 設 用 数 第 す 用 五 と Ü す 事 読 は 事 関 率 率 中 定 定 た が に る ょ 条 項 五. に 当 て得 業 る 業 係 第 中 を 設 切 業 4 す 額 あ 規 ŋ 0 ŋ 労 を 替 る 月 該 会 定 労 種 る る 定 算 所 八 乗 第 11 働 ごと 働 行 と とき 社 項 準 じ 業 捨 た  $\mathcal{O}$ Ŧī. え 基 7 特 は す 定 7 者 こ 数 Ź 用 種 者 う は + 準 項 当 中 て  $\mathcal{O}$ は 定 L 得 のに る 0) 基 の事 四適 雇同 は た 組該 事 す  $\mathcal{O}$ 第

2

略

第

その る 労働 数か 関 とみ そ 準 規 そ 業 た と 総 業 条 用 用 条 額 当 五. 第 等の 数 さ そ 所  $\mathcal{O}$ 数 所  $\mathcal{O}$ 率 分 係 第 雇 定 を合 5 数 لح な 労 者 雇 と 略 親 は  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ れ  $\mathcal{O}$ 用 初  $\mathcal{O}$ とあ 当 あ 働 事 る 端 あ す 合 対 に  $\mathcal{O}$ 用 項 項 率 ょ 日 間 業 業 業 該 る 計 者 す 計 数 そ す 及 第 及 数 を ŋ る 五. と 人 所とみなす」と読み替えるものとする」とする 主 親  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ る L に  $\mathcal{O}$ 主 る び 五. る び は 乗 読 お  $\mathcal{O}$ +第 未 事 あ は を 総 た 当 日 に 労 第 +  $\mathcal{O}$ 前 じ み け は 五. て得 事 業 る 控 数 لح 数 満 該 に あ 働 兀 は 条 切 替 る + 業 主  $\mathcal{O}$ 準 除 に あ を  $\mathcal{O}$ 除 お 0 者 項 条 第 ŋ え そ 当 条 所  $\mathcal{O}$ は 用 L 当 る 控 端 外 け て  $\mathcal{O}$ 中 第 附 三 捨 た て  $\mathcal{O}$ 該 第 五. لح 事 す た 該  $\mathcal{O}$ 除 数 率 る は 数 三 則 項 7 数 適 雇 調 + 項に る。 Ź。 業 数 除 は L が 設 当 そ 第 中 (そ 用 用 整 項 兀 と、 当 所 に 外 た あ 定 該 そ 除  $\mathcal{O}$ 五. さ す 基 中 条 ک いるとき ٤, 労 数 第 の れ 該 対 率 業 事 0) 外 雇 規 条 る 礎 及 当 働 第 五 特 0) す 設 種 業 日 率 用 定 0) 数 る 労 額 同 び \_ ر ک 者の 合計 第 定 当 該 場 定 所 に 設 する労働 する基準 + 12 働 に に 前 条 **咚子会社** は、 事業主 一合に 業種 ٤ 五 該 おけるその 定業 項 匝 者 当 第 係 に 以関係 と 人 係 総 る除 条 数を + 該  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 第 未満 お 应 数同 そ る除 種 規 数 項 年 規 に 係 乗じ 子会 条第三 定に 条第 同 か 0 雇 度 0 及 11 外 に 者 に  $\mathcal{O}$ 定 属 ~率を 事 び 当 て、 る除 ら除 端 外 項 附 規 条  $\mathcal{O}$ 用  $\mathcal{O}$ 0 でする事 端 数」とあ て得 社 率 ょ 属 業 第 数 雇 率 に 則 定 適 規 項 該 外率 項 する各 同 乗 設 所  $\mathcal{O}$ 五 外 は 用 ŋ 数 第 に 用 と 条第 定業種 事 関 率 ľ 読 中 する労働 定 た が に ょ は 項 五. に て得 業を する み替 額 条第 業 係 中 を 設 切 規 ŋ あ 0 一労 乗じ 該 숲 六 定 ŋ る 第 定 算 所 る 月 11 ごと 項 行 社 準 業 働 捨 た  $\mathcal{O}$ 基 ごと て は 五 え す 定 う る 数 き 当 中 用 て 種 者 て 者 は +て 準 項 定  $\mathcal{O}$ L は 事 に 事 得 る 兀 適 雇 同 は 基 た 組 該 す  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

17